

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"><b>国家外汇管理局关于做好企业 延期付款登记管理工作有关问题的通知</b></p> <p style="text-align: center;">发布时间:2008-09-24 文号:汇发【2008】46号 来源:国家外汇管理局</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、 外汇管理部, 深圳、大连青岛厦门、宁波市分 局, 各中资外汇指定银行:</p> <p>根据《国家外汇管理局关于实行企业货物 贸易项下外债登记管理有关问题的通知(汇发 [2008]30号)规定, 自2008年1 0月1日起, 企业新签约进口合同中含延期付 款条款和实际发生延期付款的, 应在合同签约 之日起或在海关签发进口货物报关单后90 天之日起15个工作日内, 办理延期付款登记 手续。现就办理此项业务的有关问题通知如 下:</p> <p>一、国家外汇管理局“贸易信贷登记管理 系统(延期付款部分)”于2008年10月 1日起对外运行。企业应按汇发[2008] 30号文及本通知的规定办理延期付款登记 管理的相关手续。</p> <p>二、各分局外汇管理部(以下简称“各分 局)接本通知后, 应迅速组织做好应用系统办 理延期付款登记管理业务的各项准备工作。</p> <p>(一)收集辖区内外汇指定银行及其分支 机构信息, 待“贸易信贷登记管理系统(延期 付款部分)”运行后, 按照操作手册要求为其 办理信息登记手续。</p> <p>(二)按照总局要求准确按时上报辖区内</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家外貨管理局の企業の延払登記管理業務 を行うことの関連問題についての通知</b></p> <p style="text-align: center;">公布日:2008-09-24 通知番号:匯発【2008】46号 ニュースソース:国家外貨管理局</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、 外貨管理部、深圳、大連青島廈門、寧波市分 局、各中資外為指定銀行:</p> <p>『国家外貨管理局の企業貨物貿易項目下外 債登記管理の実施に関する通知』(匯発 [2008]30号)の規定に基づき、2008年10月 1日から、企業が新たに締結する輸入契約中 に延払条項が含まれ且つ実際に延払が発生 した場合には、契約締結日から或いは税関が 輸入貨物通関申告書を発行した後90日目か ら15営業日以内に、延払登記手続を行わな ければならない。この業務の関連問題につ いて以下のとおり通知する。</p> <p>一、国家外貨管理局「貿易与信登記管理シ ステム(延払部分)」は2008年10月1日 に對外的にリリースする。企業は匯発[2008] 30号文書及び本通知の規定により延払登 記管理の関連手続を行わなければならない。</p> <p>二、各分局外貨管理部(以下「各分局」と 略称)は本通知を受領した後、迅速に組織 してシステムをしっかりと活用して延払登 記管理業務の各種準備業務を行わなければ ならない。</p> <p>(一)管轄区内の外為指定銀行及びその分 支機構の情報を収集し、「貿易与信登記管理 システム(延払部分)」のリリースを待つて、</p>

<p>企业2007年每月进口货物的付汇数据。</p> <p>(三) 按照延期付款登记管理的要求, 组织相关人员学习并熟练掌握延期付款登记管理的业务流程, 并组织努力做好辖区内中心支局、支局的培训工作。</p> <p>三、为保证各方面准确理解和执行延期付款登记管理政策, 各分局应在10月1日前设立政策咨询热线电话, 并向辖内银行和企业公布, 指派专人接听电话, 做好电话记录, 耐心、细致地向企业和银行做好政策咨询工作。各分局的热线电话号码及联系人应通过电子邮件或传真报国家外汇管理局资本项目管理司备案。</p> <p>四、各分局应密切关注政策的执行情况和系统的运行情况, 并将政策执行过程中发现的情况和问题及时反馈给国家外汇管理局资本项目管理司和信息中心。</p> <p>总局联系人: 资本项目管理司: 苗剑 梁勇          联系电话: 010—68402250          传真: 010—68402208          电子邮件: debt@capitalsafe          信息中心: 王毅          联系电话: 010—68402469</p>	<p>操作マニュアルの要求により情報登記手続を行う。</p> <p>(二) 総局の要求に従い、管轄区内企業の2007年月次の輸入貨物外貨支払データを正確に遅滞なく報告する。</p> <p>(三) 延払登記管理の要求に従い、関連スタッフのための学習を組織し且つ延払登記管理の業務フローを熟知掌握、また管轄区内中心支局、支局の研修業務を組織してしっかり行う。</p> <p>三、各方面において延払登記管理政策を正確に理解し執行するため、各分局は10月1日までに政策照会ホットライン電話を設置し且つ管轄区内の銀行と企業に公表しなければならない。任命し派遣される専門スタッフは電話を受け、電話記録をしっかりと残し、企業と銀行に対し政策照会業務を辛抱強く、注意深く行う。各分局のホットライン電話番号及び担当者は電子メール或いはファックスを通じて国家外貨管理局資本项目管理司に報告し届け出なければならない。</p> <p>四、各分局は政策の執行状況とシステムの運行状況に細心の注意を払い、また政策執行過程中に発見された状況と問題を国家外貨管理局資本項目司と情報センターへ遅滞なくフィードバックしなければならない。</p> <p>総局担当者: 資本项目管理司: 苗剑 梁勇          連絡先: 010-6840-2250          ファックス: 010-6840-2208          電子メール: debt@capitalsafe          情報センター: 王毅          連絡電話: 010-68402469</p>
--	--

特此通知。  二〇〇八年九月二十四日	ここに通知する。  二〇〇八年九月二十四日
--------------------------	-----------------------------

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 商品開発部】